

島原市監査委員公表第2号

財務監査（定期監査）及び行政監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知がなされたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年7月20日

島原市監査委員 徳永 清己

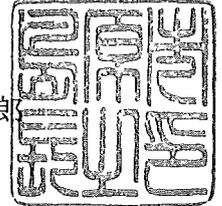
島原市監査委員 永田 光臣



令和4年6月16日

島原市監査委員 徳永 清己 様
島原市監査委員 永田 光臣 様

島原市長 古川 隆三郎



令和3年度 財務監査（定期監査）及び行政監査の結果報告書に
係る措置等の状況について

標記のことについて、地方自治法第199条第9項の規定により提出された
監査の結果に関する報告に対し、同条第14項の規定による措置等の状況につ
いて別紙のとおり報告します。

令和3年度実施

定期監査及び行政監査結果報告書に基づく措置等の状況

指摘事項等	措置等の状況
<p>部署名：[市民部]</p> <p>【市民安全課】</p> <p>■島原市交通安全関係団体補助金について [交通安全活動費補助金]</p> <p>①島原市交通安全関係団体補助金交付要綱に定められた各種様式と異なるものが使用されている。</p> <p>[島原市交通安全母の会連合会補助金]</p> <p>①島原市交通安全関係団体補助金交付要綱に定められた各種様式と異なるものが使用されている。</p> <p>②令和2年度の補助対象とする事業計画並びに収支予算には、令和3年4月以降の事業並びに経費が含まれている。</p> <p>③令和2年度収支決算（書）において、「支出額」が市補助金額より少額となり剰余金が発生し、次年度繰越額が過剰となっている。</p> <p>■生活安定再建資金貸付金について</p> <p>①雲仙岳噴火災害に係る生活安定再建資金貸付要綱第8条（延滞利子）に定められる延滞利子の徴収を行っていない。</p>	<p>■島原市交通安全関係団体補助金について [交通安全活動費補助金]</p> <p>①今後、要綱に定められた様式に改めます。</p> <p>[島原市交通安全母の会連合会補助金]</p> <p>①今後、要綱に定められた様式に改めます。</p> <p>②母の会の事業年度が6月～5月となっていたことから、今後、市の会計年度である4月～3月へ改めます。</p> <p>③今後は、実績報告の確認、額の確定の事務処理を適正に行い、必要に応じて返還手続きを行ってまいります。</p> <p>■生活安定再建資金貸付金について</p> <p>①生活安定再建資金については、元金から先に徴しているところです。未納者については、生活困窮者がほとんどですが、個々の状況によって、支払いが困難な者については、市税と同様な延滞金減免申請書を提出してもらうような手続きを、今後検討してまいります。</p>

■その他事務処理に関する事項について

①起案文書の決裁日記入欄に、「消せるボールペン」が使用されている。

【環境課】

■島原市環境関係団体等補助金について

[島原市保健環境連合会補助金]

①令和2年度収支決算(書)において、「支出額」が市補助金額より少額であり剰余金が発生し、次年度繰越額が多額となっている。

②本補助事業の開始(着手)が、市の交付決定日前に行われている。

[有明町海と川を守る会補助金]

①令和2年度収支決算(書)において、「支出額」が市補助金額より少額であり剰余金が発生し、次年度へ繰越されている。

部署名：[商工観光部]

【商工振興課】

■島原市雇用拡大支援事業補助金について

①会計年度独立の原則による補助事業等の履行確認が3月31日までに終わっていない。

■その他事務処理に関する事項について

①今後、「消せるボールペン」を使用しないようにいたします。

■島原市環境関係団体等補助金について

[島原市保健環境連合会補助金]

①今後は、実績報告の確認、額の確定の事務処理を適正に行い、必要に応じて返還手続きを行ってまいります。

②補助対象事業の着手が可能となる時期は、交付決定通知日以降であり、事業計画の調整等を行い、補助対象経費となるよう指導してまいります。

[有明町海と川を守る会補助金]

①今後は、必要に応じて返還手続きを行ってまいります。

■島原市雇用拡大支援事業補助金について

①補助金交付要綱に基づき、事務処理を行っておりますが、履行確認が3月31日までに終わるように適正な処理に努めます。

■島原市商工業振興事業補助金について

[商工業後継者育成補助金]

①補助金交付申請にて提出された「収支予算書」において、収入に関して市補助金以外の他の財源が含まれ、支出に関する補助対象経費の明細（科目・金額）が不明確であり、実績報告書による「収支決算書」も同様である。

また、補助事業等の履行確認が3月31日までに終わっていない。

■島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例に基づく奨励金について

①「島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例」第11条に定める指定業者からの事業活動報告がなされていない。

【しまばら観光課】

■島原市観光振興事業補助金について

[島原市スポーツキャンプ等誘致補助金]

①島原市観光振興事業補助金交付要綱第6条に定める実績報告書「(1)収支決算書」に関連する「(2)支払明細書(伝票又は領収書など)」の提出がなされていない。

②令和2年度収支決算(書)において、次年度繰越金が多額となっている。

[観光客誘致事業等補助金]

①補助金交付申請にて提出された「収支予算書」において、収入に関して市補助金以外の他の財源(イベント収入・繰越金など)が含まれており、支出に関する補助対象経費の明細(科目・金額)が不明確であり、また実績報告書による「収支決算書」も同様である。

■島原市商工業振興事業補助金について

[商工業後継者育成補助金]

①補助金対象経費の明細について確認できるよう、適正な処理に努めます。

■島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例に基づく奨励金について

①未報告の指定業者については、事業活動報告の提出を求めています。

■島原市観光振興事業補助金について

[島原市スポーツキャンプ等誘致補助金]

①令和3年度の実績報告書から支払明細書を添付し改善を行っております。

②令和2年度決算では、交付先である島原市スポーツキャンプ等誘致実行委員会の単年度収支を踏まえ補助金の返還を行っていたが、繰越金が発生した。今後は、繰越金も考慮した上で補助金額の決定を行い、繰越金の減少に努めます。

[観光客誘致事業等補助金]

①今後、補助対象経費が明確となるよう改善を行っていきます。

②実績報告書「収支決算書」に係る島原市観光振興事業補助金交付要綱第 6 条に定める「(2) 支払明細書」について、一部提出されていない。

■島原市観光宿泊施設支援事業補助金について

①当初並びに変更承認に関する補助金交付申請について、いずれも収支予算（収入・支出）に関する書類に整合性がない。

②実績報告書「事業報告書」において、その記載内容は簡素化されており事業実績（実施内容、実施時期、実施回数など）を把握できる内容となっていない。

③実績報告書「収支決算書（補助対象経費）」の審査において、交付決定日前に執行（着手）された事業費（支出経費）を補助対象経費として取り扱いを行っている。

部署名：[農林水産部]

【農林課】

■農林水産業振興事業補助金について
[認定農業者協議会運営事業]

①本補助事業の開始（着手）が、市の交付決定日前に行われている。

②事業経費に会費や繰越金などの自主財源が充てられておらず、次年度繰越額が多額となっている。

②令和 3 年度の実績報告書から全ての支払明細書を添付し改善を行っております。

■島原市観光宿泊施設支援事業補助金について

①今後、収支予算に関する書類に整合性がとれるよう改善を進めてまいります。

②事業実績が把握できる書類の提出を求め、改善を行っております。

③令和 3 年度から実績報告書の審査において、交付決定日前に執行（着手）した事業費については除外しております。

■農林水産業振興事業補助金について
[認定農業者協議会運営事業]

①例年 5 月頃実施の総会を待たずに交付申請書の提出を行うよう事業主体に指導し、令和 4 年度からは正しています。

②繰越金多額であったため、令和 3 年度の補助金は交付していない。令和 4 年度以降も実績報告の確認、額の確定の事務処理を適正に行い、繰越金多額の状況が続けば、同様の対応を行います。

[元気ある担い手アクション支援事業]

①島原市農林水産業振興事業補助金交付要綱に準じた補助金交付が行われておらず、過大に交付している。

[基礎家畜保留事業]

①補助金交付に係る提出書類について、補助対象事業の実態に沿わない手続きが行われている。

[畜産環境衛生保全事業]

①本補助金申請における補助対象経費の根拠となる積算基準等がない。

【耕地水産課】

■農林水産業振興事業補助金について

[資源を育む長崎の海づくり事業]

①島原市農林水産業振興事業補助金交付要綱に定められた各種様式と異なるものを使用されている。

[活力ある海づくり事業]

①島原市農林水産業振興事業補助金交付要綱に定められた各種様式と異なるものを使用されている。

②本補助事業の開始（着手）が、市の交付決定日前に行われている。

[水産振興協議会事業]

①本補助事業の開始（着手）が、市の交付決定日前に行われている。

[元気ある担い手アクション支援事業]

①要綱に沿った事務処理を行うよう、補助事業の実情に合わせて左記交付要綱を精査し、必要な改正を行います。

[基礎家畜保留事業]

①要綱に沿った事務処理を行うよう、補助事業の実情に合わせて「島原市農林水産業振興事業補助金交付要綱」及び「島原市基礎家畜保留事業補助金交付要領」を精査し、必要な改正を行い、適正に補助事業を執行します。

[畜産環境衛生保全事業]

①要綱に沿った事務処理を行うよう、補助事業の実情に合わせて「島原市農林水産業振興事業補助金交付要綱」及び「畜産環境保全事業の実施要領」を精査し、必要な改正を行い、適正に補助事業を執行します。

■農林水産業振興事業補助金について

[資源を育む長崎の海づくり事業]

①交付要綱で定められた様式に改めます。

[活力ある海づくり事業]

①交付要綱で定められた様式に改めます。

②補助事業者へ事業の着手は交付決定後に行うよう指導し、適正な補助事務の執行を行います。

[水産振興協議会事業]

①補助事業者へ事業の着手は交付決定後に行うよう指導し、適正な補助事務の執行を行います。

②補助事業者等から提出される実績報告書の審査において、領収書など証拠書類の確認が行われていない。

③実績報告書「収支決算書」において、前年度繰越額の記載に誤りがある。

④令和2年度収支決算（書）において、次年度繰越額が多額となっている。

[次代を担う漁業後継者育成事業]

①補助金交付に係る提出書類について、補助対象事業の実態に沿わない手続きが行われている。

②補助事業者から提出される実績報告書の審査において、領収書など証拠書類の一部について確認が行われていない。

■農業用施設管理業務委託について

①業務完了通知書の提出がなされていない。

部署名：[教育委員会]

【教育総務課】

■適応指導教室警備保障業務委託について

①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

②業務完了通知書の提出がなされていない。

②実績報告時に、出納簿及び通帳の写し等の根拠書類を提出するよう依頼し、適正な補助事務の執行を行います。

③誤記箇所の修正を行っております。

④実績報告の確認、額の確定の事務処理を適正に行うほか、補助事業者の補助金の使用状況等を定期的の確認し、次年度の繰越額が多額にならないよう補助金額を減額するなど必要な措置を講じます。

[次代を担う漁業後継者育成事業]

①適正な事務処理を行います。

②実績報告時に通帳の写し等の根拠書類を提出するよう依頼し、適正な補助事務の執行を行います。

■農業用施設管理業務委託について

①業務完了時に業務完了通知書を提出するよう依頼し、適正な補助事務の執行を行います。

■適応指導教室警備保障業務委託について

①契約書を見直し条項を追加しております。
(契約保証金の条項)

②業者と調整し新年度分から対応します。

<p>■学校校舎監視業務委託について</p> <p>①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。</p> <p>■学校警備保障業務委託（小学校警報装置保守点検業務）について</p> <p>①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。</p> <p>■学校警備保障業務委託（小学校機械警備業務）について</p> <p>①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。</p> <p>■公印の管理及び使用について</p> <p>①公印台帳記載項目の一部に不備が見受けられた。</p> <p>また、公印台帳の作成漏れ、島原市教育委員会公印規則に規定するひな形と現物に相違がある。</p> <p>【学校教育課】</p> <p>■島原市立小・中学校教職員の定期健康診断業務委託について</p> <p>①本業務執行に必要となる「仕様書」の作成がなされていない。</p> <p>②業務委託執行伺の「随意契約における相手方の選定理由（1者随意契約）」に記載の内容が適当でない。</p> <p>③契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。</p> <p>④業務完了通知書の提出がなされていない。</p>	<p>■学校校舎監視業務委託について</p> <p>①契約書を見直し条項を追加しております。（契約保証金の条項）</p> <p>■学校警備保障業務委託（小学校警報装置保守点検業務）について</p> <p>①契約書を見直し条項を追加しております。（契約保証金の条項）</p> <p>■学校警備保障業務委託（小学校機械警備業務）について</p> <p>①契約書を見直し条項を追加しております。（契約保証金の条項）</p> <p>■公印の管理及び使用について</p> <p>①公印台帳の内容と現状を照査し、所要の是正を実施しました。</p> <p>また、島原市教育委員会公印規則の別表と現物の印を照合・精査し、規則改正を行っております。</p> <p>■島原市立小・中学校教職員の定期健康診断業務委託について</p> <p>①今年度から作成しています。</p> <p>②今年度は、1者随意契約ではなく、入札を執行しております。</p> <p>③契約保証金の免除について、記載がありませんでしたが、今年度から記載しています。</p> <p>④令和3年度契約では、業務完了後、提出されています。</p>
---	--

■島原市立小・中学校教職員の尿検査業務委託について

①本業務執行に必要となる「仕様書」の作成がなされていない。

②業務委託執行伺の「随意契約における相手方の選定理由(1者随意契約)」に記載の内容が適当でない。

③契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

■心の健康事業ストレスチェック委託について

①本業務完了に伴い提出される業務完了通知書が、「島原市契約規則の規定による書式及び様式を定める規程」に準じた様式で提出されていない。

■有明中学校給食センター機械警備業務委託について

①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

②業務完了通知書の提出がなされていない。

■学校給食調理場廃棄物処理業務委託について

①業務完了通知書の提出がなされていない。

【社会教育課】

■史跡「旧島原藩薬園跡」等除草業務委託について

①1者随意契約による業務委託契約の場合に、執行伺において1者随意契約とする理由が明記されていない。

■島原市立小・中学校教職員の尿検査業務委託について

①今年度から作成しています。

②今年度は、1者随意契約ではなく、入札を執行しております。

③契約保証金の免除について、記載がありませんでしたが、今年度から記載しています。

■心の健康事業ストレスチェック委託について

①業者と調整し新年度分から対応します。

■有明中学校給食センター機械警備業務委託について

①契約書を見直し条項を追加しております。
(契約保証金の条項)

②令和3年度契約では、業務完了後、提出されています。

■学校給食調理場廃棄物処理業務委託について

①令和3年度契約では、業務完了後、提出されています。

■史跡「旧島原藩薬園跡」等除草業務委託について

①新年度分から理由を明記します。

<p>②契約履行の場所について、仕様書に指定する業務対象範囲が曖昧である。</p> <p>③契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにも関わらず、本規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。</p> <p>■東空閑城跡除草業務委託について</p> <p>①1者随意契約による業務委託契約の場合に、執行伺において1者随意契約とする理由が明記されていない。</p> <p>②業務完了通知書の提出がなされていない。</p> <p>■霊丘公民館屋内清掃業務委託について</p> <p>①1者随意契約による業務委託契約の場合に、執行伺において1者随意契約とする理由が明記されていない。</p> <p>②業務完了通知書の提出がなされていない。</p> <p>■中央駐車場パーキングシステム保守点検業務委託について</p> <p>①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。</p> <p>■霊丘公民館警備委託について</p> <p>①1者随意契約による業務委託契約の場合に、執行伺において1者随意契約とする理由が明記されていない。</p> <p>②業務完了通知書の提出がなされていない。</p> <p>■有明公民館 植木剪定及び除草作業等業務委託について</p> <p>①業務完了通知書の提出がなされていない。</p>	<p>②新年度分から業務対象範囲を明記します。</p> <p>③島原市契約規則に準じた適正な事務処理を行うよう是正します。</p> <p>■東空閑城跡除草業務委託について</p> <p>①新年度分から理由を明記します。</p> <p>②業者と調整し新年度分から対応します。</p> <p>■霊丘公民館屋内清掃業務委託について</p> <p>①新年度分から理由を明記します。</p> <p>②業者と調整し新年度分から対応します。</p> <p>■中央駐車場パーキングシステム保守点検業務委託について</p> <p>①契約書に記載すべき条項（契約保証金）の漏れを確認。次回契約時（令和8年度）から記載するよう是正します。</p> <p>■霊丘公民館警備委託について</p> <p>①次回契約時（令和7年度）から理由を明記します。</p> <p>②業者と調整し新年度分から対応します。</p> <p>■有明公民館 植木剪定及び除草作業等業務委託について</p> <p>①業者と調整し新年度分から対応します。</p>
---	--

【スポーツ課】

■業務委託「共通事項」について

①契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにも関わらず、島原市契約規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。

■JFAこころのプロジェクト「夢の教室」（オンライン）業務委託について

①契約書に記載すべき条項について、不備が見受けられた。

■体育施設の除草・清掃業務委託について

①業務委託執行伺における「適用条項」並びに「理由書」について一部不備がある。

■有明体育館及び有明青少年武道館屋内清掃業務委託について

①業務委託執行伺における「適用条項」並びに「理由書」について一部不備がある。

■公金の保管等の取り扱い状況

①各施設使用に関する諸手続き（様式使用）について、条例施行規則に準じた取り扱いは行われていない。

■業務委託「共通事項」について

①島原市契約規則に準じた適正な事務処理を行うよう是正します。

■JFAこころのプロジェクト「夢の教室」（オンライン）業務委託について

①契約書に記載すべき条項（契約保証金）の漏れを確認。令和4年度から記載するよう是正します。

■体育施設の除草・清掃業務委託について

①島原市契約規則に準じた適正な事務処理を行うよう是正します。

■有明体育館及び有明青少年武道館屋内清掃業務委託について

①島原市契約規則に準じた適正な事務処理を行うよう是正します。

■公金の保管等の取り扱い状況

①条例施行規則に準じた取り扱いを行うよう是正しております。